

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月28日（火）14:28～15:13

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生
	1番	知念	雄二
	2番	西江	正
	3番	知念	正和
	5番	知念	順司
	6番	大城	進
	7番	大城	貴子
	8番	東江	良和
	9番	玉城	正芳

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 非農地証明願について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 大城 篤

主事 崎濱 秀太

令和2年第6回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和2年第6回伊江村農業委員会総会を開会致します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 委員総数9名中9名の参加となっています。

議長 只今、事務局から報告のあったとおり、委員総数9名中9名出席しております。会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。それでは議事に入ります。

議長 日程の第1「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思います。署名委員に7番大城委員。8番東江委員を指名致します。

日程の第2「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程の第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。を説明します。敬称略します。No.1 譲受人●。譲渡人●。申請地が●、登記地目、現況地目共に畑で面積811㎡。此方は3年間の賃借権設定になります。坪単価30円になります。

No.2、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積326㎡。此方は3年間の賃借権設定で坪単価30円になります。

No.3、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,210㎡。此方は所有権移転贈与となっています。

No.4、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,455㎡。此方は所有権移転売買になります。

No.5、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積4,755㎡。所有権移転贈与となります。

No.6、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積955㎡。此方は20年間の使用貸借権設定となっています。

次にNo.7、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,480㎡。目的が所有権移転売買となっています。

No.8、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,480㎡。次に●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,335㎡。●。登記地目、現況地目共に畑。面積623㎡。同じく●。登記地目、原野。現況地目、畑。面積528㎡。同じく●。登記地目、現況地目共に畑。面積378㎡。同じく●。登記地目、畑。現況地目、畑。面積1,365㎡。6筆合計面積5,709㎡。所有権移転贈与になります。

No.9、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積196㎡。同じく●。登記地目、現況地目共に畑。面積581㎡。同じく●。登記地目、現況地目共に畑。面積592㎡。同じく●。登記地目、現況地目共に畑。面積804㎡。同じく●。登記地目、現況地目共に畑。面積761㎡。同じく●。登記地目、現況地目共に畑。面積642㎡。同じく●。登記地目、現況地目共に畑。面積470㎡。同じく●。登記地目、現況地目共に畑。面積621㎡。8筆合計面積4,667㎡。10年間の使用貸借権設定となっております。

No.10、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積865㎡。10年間の賃借権設定で坪単価115円となっております。

No.11、譲受人●。譲渡人●。申請地●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,416㎡。同じく●。登記地目、現況地目共に畑。面積709㎡。同じく●。登記地目、現況地目共に畑。面積3,229㎡。3筆合計面積が5,435㎡。15年間の使用貸借権設定となっております。

No.12、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積3,359㎡。同じく●。登記地目、現況地目共に畑。面積770㎡。2筆合計面積が4,129㎡。15年間の使用貸借権設定です。

No.13、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積674㎡。10年間の賃借権設定で坪単価98円になります。

No.14、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積541㎡。同じく●。登記地目、現況地目共に畑。面積290㎡。2筆合計面積831㎡。10年間の賃借権設定で坪単価103円になります。

No.15、譲受人●。譲渡人●。申請地は●。登記地目、現況地目共に畑。面積2,100㎡。10年間の賃借権設定で坪単価63円になります。

No.16、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積531㎡。5年間の賃借権設定で坪単価250円になります。

No.17、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,792㎡。同じく●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,153㎡。2筆合計面積が2,945㎡。5年間の賃借権設定で坪単価292円になります。

No.18、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積2,889㎡。同じく●。登記地目、現況地目共に畑。面積420㎡。2筆合計面積が3,309㎡。5年間の賃借権設定で坪単価100円になります。

No.19、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積2,056㎡。5年間の賃借権設定で坪単価622円になります。

No.20、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積329㎡。所有権移転贈与での案件になります。

No.21、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面

積 1,649 m²。同じく●。登記地目、現況地目共に畑。面積 417 m²。2筆合計面積が 2,066 m²。10年間の使用貸借権設定となっております。

No.22、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積 438 m²。同じく●。登記地目、現況地目共に畑。面積 1,310 m²。続いて●。登記地目、現況地目共に畑。面積 450 m²。同じく●。登記地目、現況地目共に畑。面積 754 m²。同じく●。登記地目、現況地目共に畑。面積 163 m²。同じく●。登記地目、現況地目共に畑。面積 5,308 m²。6筆合計面積が 8,423 m²。5年間の賃借権設定で坪単価 100 円となっております。

No.23、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積 598 m²。10年間の賃借権設定で坪単価 127 円となっております。

No.24、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積 1,950 m²。所有権移転交換になります。

No.25、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積 1,568 m²。同じく●。登記地目、現況地目共に畑。面積 933。2筆合計面積が 2,501 m²。No.24 との所有権移転交換となっております。以上です、宜しくお願いします。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第 4、議案第 2 号「非農地証明について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 議案第 2 号「非農地証明について」について説明します。No. 1、譲受人、●。申請地が●。登記地目、畑。現居地目、面積 1,220 m²。所有者氏名、●。以上です、宜しくお願いします。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。令和 2 年第 6 回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 15 : 10

署 名

会 長 玉城 增生 印

7 番 大城 貴子 印

8 番 東江 良和 印